

特集

# 申告から進告へ

# 納税から能税へ

「自ら申告し、自ら納めるまちへ」



あなたは申告のことをどだけ知っていますか？申告は、憲法に定められた国民の三大義務の一つ、「納税の義務」を果たすために必要な制度。わたしたちの生活に必要な公共サービスや国民健康保険などの財源となる税額を決めるため、申告は必ずしなければなりません。今月号では、申告について詳しく説明します。

# 税金のしくみ

## 税金の起源とは

紀元二世紀ごろに編集された「魏志倭人伝」の記録によると、女王卑弥呼が治めていた邪馬台国で、すでに納税があったと記されています。飛鳥時代には、大宝律令により租庸調として布や労働の役務を、江戸時代には年貢として米などを納めてきました。

現在の申告納税制度が導入されたのは、日本国憲法が定められた翌年の1947年。憲法に定められた国民の三大義務の一つ「納税の義務」を、国民が自主的に果たすために設けられました。この制度は、納税者が自主的に自分の所得や税額を計算するもので、時代とともに形を変えながら今日まで五十年以上も続いています。

税はなぜ納めなければならぬのでしょうか。国や自治体は、皆さんの生



保険や医療などは欠かせないサービスです

活をより良くするために、さまざまな行政サービスを提供しています。▼皆さんが毎日歩く道路の整備▼子どもたちが通う学校▼各種の社会保険▼医療や介護サービス▼有事の際の防衛▼警察・消防活動など、わたしたちの生活にかかわるこれらのサービスにはお金がかかります。その費用をみんなで負担し合うのが税金なのです。

税金は自動車税のように、

「無申告加算税」が課せられます。実際に納付する所得税の15%の税率が加算されます。ただし、税務署の調査前に申告した場合、5%になります。また、申告期限（納付期限）から納付するまでの間の日数に延滞税も課されます。延滞税は納付期限から2カ月以内であれば年7.3%、それ以降は14.6%の税率が課せられます。

申告の必要がないものと申告を必要とするものに分かれます。申告が必要な税は、所得税（国税）、住民税、国民健康保険税、介護保険料と後期高齢者医療制度（所得税以外は町税）の5つ。この5つの税は、その人の所得によって税額が決定されるため、申告が必要になるのです。

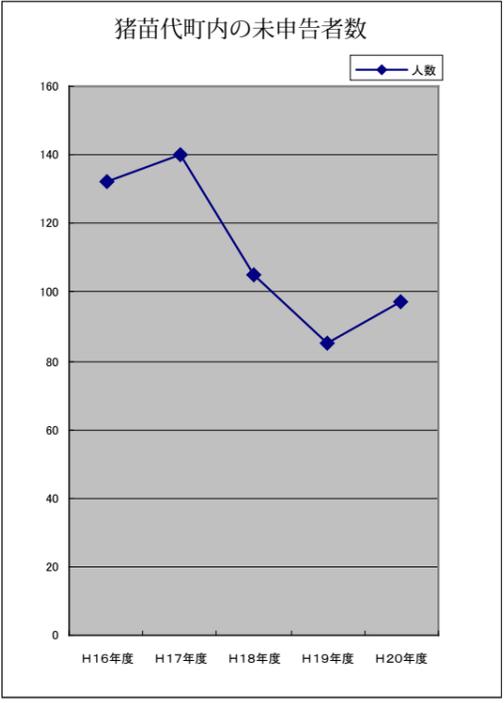
期限を守らないと、このように納めなくてもよい税金を納めなければなりません。また、所得税以外の4つの町税を申告しない場合、証明書発行はもとより、各種制度の軽減措置（国保税や各種公共料金・医療費など）が受けられなくなり、所得税同様、納めなくてもよいものを納めなければならないことがあります。



この子たちの未来を守りましょう

本町では毎年二月中旬から三月中旬にかけて、約千九百人が申告相談に訪れます。申告の対象者は約二千人なので、毎年百人の人が申告をしない「未申告」となっています。申告は、言い換えればまちづくりの会費です。あなたが申告しないと、多くの町民に負担をかけてしまいます。長い目で見れば、自分たちの子や孫に負の遺産を残す原因にもなりかねないので、

「大して収入がないから」「税金がかかるのがイヤ」「今年ぐらい行かなくていいだろう」と、このような気持ちが多い人たちに迷惑をかけてしまっているのです。



# 進告のススメ

## 申告のメリット

役場で申告している様子を見ると、職員にすべてを任せている人が多く見受けられます。申告は自主申告が大原則。役場での申告が「受け付け」ではなく、「相談」としていいのは、皆さんが計算した内容について相談を受けるという位置付けだからです。

申告は「書類を整理するのが難しい」と感じている人が多いと思います。しかし、実際はそんなに難しくはありません。家計簿をつけるようなものです。毎日、いくら収入があつて、いくら経費がかかつているのか。これを一年分まとめたものです。

また、自分で計算しないために損をすることがあります。それは経費の管理です。買い物した時のレシートを捨ててはいませんか。例えば、農作業で使う軽トラックのガソリン代、作業用の軍手や作業着など、経費になるものは意外

に多いのです。

帳簿を、一年分まとめてつけようとすると、膨大な量を整理するために、相当時間がかります。週に一回、月に一回と、こまめにまとめるくせをつけましょう。それほど面倒でなくなります。また帳簿をつけることで、自分たちのお金の使い方が見えてきます。経費はどのくらいなのか、節約できるものはないかなど、経営を見直すきっかけにもなります。

「経費を節約すると所得が増えて、税金で持っていられる」という人もいますが、これは大きな間違いです。税率は100%ではありません。経費節約により、所得が十万円増えたとします。例えば、所得税、住民税や国保税を合わせた税率が30%とした場合、三万円が税金で残り七万円は自分の手元に残るのです。自分で申告ができるようになれば、申告相談に来て二時間も三時間も待つ必要はなくなります。自主申告の一つ



## ● Interview

猪苗代町青色申告会会長

塚原昇一 さん (翁島駅前)

Shichiichi Takahara  
プロフィール

玉の湯旅館代表 昭和49年の猪苗代町青色申告会発足当時から参加し、同52年から現在まで会長を務める。同54年、家族経営には女性の勉強の場が必要と、会津地区でいち早く女性部の立ち上げに尽力。以降、町だけでなく会津地区全体の青色申告普及に力を注いでいる。

経済情勢が厳しい今、中身のある経営が何より必要です。そのために青色申告は有効な手段です。家族で事業を営む場合、事業主だけでなく家族も税の知識が必要です。特別控除、専従者給与などのメリット、経費や損失の計算など、青色申告会では普段から税の勉強会を実施し、経営に役立っています。適正な記帳をしていけば、おのずと経営状態が把握できる。経営状態が分かれば、健全経営への対策が立てられるのです。まだ青色申告会に加入していない事業主の皆さん、ぜひ一緒に勉強してみませんか。また、e-tax(国税電子申告システム)を利用する人は、商工会へ相談に行くことをお勧めします。

正しい経営をして、正しく申告しましょう。

に、青色申告があります。青色申告の最大の利点は税額を白色より安く抑えられること。収支計算書のほかに貸借対照表などを添付することで十万円の控除が、さらにそれらの書類と合わせて複式簿記を作成提出することで、最大六十五万円の特別控除が受けられます。住民税と所得税の税率の合計、15%で計算し

た場合、納める税額で最大九万七千五百円も節約できます。正しい所得額が判明すると▽国民健康保険税▽介護保険料▽後期高齢者医療保険料▽児童手当▽保育所保育料▽町営住宅などで、軽減が受けられる場合があります。中でも国民健康保険税は、限度額適用認定証の交付を受けるこ

とで、高額な入院費の一時払いをしなくて済みます。このように、自主申告には多くのメリットがあります。自ら進んで申告する「進告」を皆さんにお勧めします。

以上のことを踏まえて、二月十二日(木)から始まる申告相談会に出かけましょう。

## 申告の準備はお早めに

### ◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

- 一、二十一年一月一日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人
- 二、給与所得者、年金受給者で年末調整を済ませたが、給与・年金以外の所得があつた人。または、申告により諸控除を受けようとする人
- 三、所得がまったくなくても、次に該当する人は住民税申告が必要です。申告をしないと、各種軽減措置や助成金の給付などが受けられなくなるので忘れずに申告してください

- ア、親や子どもの申告上の「扶養控除」の対象となっていない人
- イ、国民健康保険・介護保険に加入している人(国民健康保険税、介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養費サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)を受けるた

## め)

ウ、国民年金に加入している人(保険料の免除など)

エ、各種給付・手当などを受け給している人(児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成、補装具給付、乳幼児医療費助成、奨学金給付などのため)

オ、町営住宅、保育所など町の施設等を利用している人(町営住宅使用料、保育所・幼稚園保育料等の適正な使用料算出のため)

◎所得税の確定申告が必要な人

二十一年中に事業、不動産、



源泉徴収票は忘れないように注意!

譲渡所得があり、その年中の所得金額が基礎控除などの所得控除を超える場合や、給与所得の年末調整が済んでいない人。また、昨年中途退職した人。

### ◎申告の必要がない人

- 一、税務署に確定申告をする人
- 二、給与所得者、または年金受給者で、年末調整をした人

◎申告相談に必要なもの(税務署で申告する場合も必要です)

### 1. 所得関係

- ① 農業所得者
  - ・ 収支内訳書と収支計算書 など収支の分かるもの
- ② 事業所得者(農業除く)
  - ・ 収支内訳書と収支計算書 など販売と仕入れが分かるもの
  - ・ 給与、賃金支払明細書

※右記の書類を持参しない場合、申告書が作成できませんので必ず持参してください

### ③ 給与所得者と公的年金受給者

- ・ 源泉徴収票または賃金受給明細書
- ※確定申告には源泉徴収票が必要です。

### ④ 譲渡所得者

- ・ 収用、買取等の証明書、売買契約書
- ・ 譲渡費用の経費明細書、領収書
- ⑤ 不動産所得者
  - ・ 土地・家屋の賃貸借契約書、または賃貸料の分かる書類
  - ・ 土地改良区等への負担金などの領収書
  - ・ 固定資産税の課税明細書

### 2. 控除関係

- ① 障害者控除
  - ・ 障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険「障害者控除対象者認定書」
- ② 雑損控除
  - ・ 罹災証明書
- ③ 医療費控除
  - ・ 医療費計算書、医療機関などの領収書
  - ・ ※医療費控除を受ける場合は、あらかじめ世帯全員の医療費の合計と、補てんされた金額(高額療養費や生命保険等からの給付金など)の合計額を計算してください。



医療費は集計してお持ちください

### ④ 社会保険料控除

- 各種年金保険料、健康保険料領収書等
- ⑤ 生命保険料控除
  - ・ 生命保険、個人年金支払証明書
- ⑥ 長期損害保険料控除
  - ・ 地震保険料控除証明書

※確定申告書を提出する場合、支払い証明書・控除証明書の添付が必要です。

### 3. その他持参するもの

- ① 印鑑
- ② 預金通帳等





## ●Interview

まちの未来のために  
進告・能税を

猪苗代町役場税務課

田代 剛 課長

Tuyoshi Taira

まもなく申告の時期になります。毎年、この時期が憂うつだと言う人もいますが、申告を終えた後のすっきりした表情は、この時期ならではの感があります。

税は、まちづくりの基礎となる財源です。ほかにもさまざまな財源がありますが、安定した収入が見込めるのは税ぐらいなものです。もし税がなくなれば、現在のわたしたちの生活は崩れてしまうといっても過言ではありません。それだけ大切なものなのです。

昨今の経済状況は、アメリカの景気減退から原油高、円高などの不況が住民生活を直撃し、本当に厳しいものがあります。しかし、こんなときだからこそ、適正な申告が必要になるのです。使った経費を忘れずに計上すれば節税につながります。皆さんが、自主申告をすれば、申告相談時の混雑などもなくなり、職員の時間外手当などを減らすこともできます。申告が、自ら進んで「進告」になれば、住民、行政どちらにもメリットが生まれるのです。納税についても同じです。自主（能動）的に納めて、財源としてまちのチカラになる「能税」になれば、余分な経費の削減、安定した財源の確保につながります。「進告・能税」は、未来に向けての財産になるのです。

将来的には、住民全員が「進告・能税」を実践するまちになるよう、皆さんと共に頑張っていきたいと思っています。

これからの生活だけでなく、次世代を担う子どもたちにも、適正な申告と納税がますます必要な時を迎えています。

申告は、自分の所得を正しく理解し、正しい税額を算出するために役立つということが分かりました。しかし、適正な申告をしても、納められ

### 申告と納税は一体

なければ意味がありません。誰かが納税しないために「財源が少なくなる」税率が上がると、税額が上がったことで滞納が増える。更に税率が上がると、町民の皆さん全体が損をしまうことになりかねません。

税はまちづくりにかかせない財源です。町の財政はもちろぬ、国民健康保険・介護保険の健全運営にもなくてはならないものです。滞納が増えれば滞納整理にかかるお金も増えます。税務職員が夜間や休日に徴収へ出かければ、時間外手当などが発生します。町の税収入が減った上に、本来かかなくていいお金がかかるこの悪循環を、正しい申告、納税で断ち切りましょう。自主的に納めることによつ

# かしこく能税

て、申告同様メリットがあります。その一つが前納報奨金制度です（住民税と固定資産税）。一定額以上の税額を、第一期の納期前に納めることで報奨金がつきます。納付書だとうっかり納め忘れてしまふという人には口座振替がお勧めです。納期前日までに、口座へ入金すればいいので便利です。

現在、不況により仕事がないなどの理由で、税を納められない人が増えています。納期までに納められないときは、まず税務課に連絡してください。事前に話し合い、計画的な納税を約束することで、差し押さえなどの処分を受けなくて済みます。悪いときだからこそ、早めの対応が必要です。積極的に自分から納める「能税者」になりましょう。

### 介護保険の要介護認定を受けている皆さんへ

申告者本人、または扶養親族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」が適用できます。

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。障害者控除を受ける場合、『障害者控除対象者認定書』を保健福祉課へ申請し、申告の際に提示してください。この認定書は、税の申告でしか利用できません。障害者手帳の代わりにはなりませんのでご注意ください。

▼問い合わせ先 保健福祉課 福祉業務 ☎(62) 2115

平成二十一年度の住民税の主な改正点は次のとおりです。

①寄付金税制の拡充（二十年一月からの寄付金が対象）

(一) 所得控除から税額控除方式に改め、寄付金控除の上限額を、総所得金額等の25%から30%に引き上げる。適用限度額は、十万円から五千円に引き下げます

(二) 地方公共団体に対する寄附金税制を見直し（いわゆる「ふるさと納税」制度の創設）ました。適用限度額を超える部分については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除します（個人町民税に係る控除額については、所得割の一割を限度とします）

②公的年金からの特別徴収制度の導入（二十一年十月支給分から実施予定）

六十五歳以上の公的年金の受給者について、所得税同様納税の便宜などを図る観点から、公的年金からの特別徴収制度が導入されます（特別徴収の対象となる人は、老齢基礎年金等の支払いを受けている人です）

## 平成20年分 申告相談会日程と対象地区割

| 月日    | 曜日 | 受付時間                       | 会場                  | 対象地区   |
|-------|----|----------------------------|---------------------|--|
| 2月12日 | 木  | 9:30~11:00<br>13:00~16:00  | 役場正庁                | スキー場 志津<br>五十軒 沼ノ倉                               |
| 2月13日 | 金  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 富永 本町<br>土町 廻谷地                                  |
| 2月16日 | 月  | 9:45~11:00<br>13:00~15:30  | 月輪地区<br>コミュニティーセンター | 志田 都沢 松橋<br>関脇 川崎 中目<br>上戸駅前                     |
| 2月17日 | 火  | 9:30~11:00<br>13:00~15:30  | ↓                   | 金曲 (1~5組) 夷田<br>金曲 (6~13組) 小平湯<br>湊志田<br>上戸      |
| 2月18日 | 水  | 9:30~11:00<br>13:00~15:00  | ↓                   | 壺下 田子沼<br>山湯 松橋浜                                 |
| 2月19日 | 木  | 9:45~11:00<br>13:00~15:30  | 猪苗代町防災センター          | 川桁 (1~11組)<br>川桁 (12~23組) 新屋敷                    |
| 2月20日 | 金  | 9:30~11:00<br>13:00~15:00  | ↓                   | 白津 道下<br>幸野 東館 曲淵<br>長瀬行政区外                      |
| 2月23日 | 月  | 10:00~11:00<br>13:00~15:00 | 中ノ沢体育館              | 中ノ沢 達沢<br>大原 沼尻駅前<br>沼尻温泉 高森                     |
| 2月24日 | 火  | 9:45~11:00<br>13:00~15:30  | 樋ノ口多目的集会所           | 樋ノ口 (1~6組) 白木城 小水沢<br>樋ノ口 (7~12組) 蒲谷地 金堀 木地小屋    |
| 2月25日 | 水  | 9:30~11:00<br>13:00~15:00  | ↓                   | 小田 (1~5組) 田茂沢 市沢 吾妻行政区外<br>小田 (6~10組) 名家 大島原 酸川野 |
| 2月26日 | 木  | 9:45~11:00<br>13:00~15:30  | 翁島地区<br>コミュニティーセンター | 三城湯 行津桜川 西真行 大在家<br>不動 磐根 翁島駅前 翁島行政区外            |
| 2月27日 | 金  | 9:30~11:00<br>13:00~15:00  | ↓                   | 新在家 蟹沢・長浜 土田<br>西久保 東南真行 戸ノ口・三本木・金子沢             |
| 3月1日  | 日  | 9:30~11:00<br>13:00~16:00  | 役場正庁<br>「日曜申告相談会」   | 全地区を対象としますが、お勤め等で平日にこられない人のみとします。                |
| 3月2日  | 月  | 10:00~11:00<br>13:00~16:00 | 役場正庁                | 八千代 牛沼<br>名古屋町 上新町                               |
| 3月3日  | 火  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 新北町 百目貫<br>明戸 半坂                                 |
| 3月4日  | 水  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 千代田 砂川<br>古城町 西館                                 |
| 3月5日  | 木  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 水沢 長坂<br>渋谷 内野 四ツ谷                               |
| 3月6日  | 金  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 打越 新堀向<br>扇田 荻窪 中町                               |
| 3月9日  | 月  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 堤崎 新町イ<br>柀次 下館 桜ヶ丘                              |
| 3月10日 | 火  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 六角 九軒町<br>伯父ヶ倉 蜂屋敷 上ノ上                           |
| 3月11日 | 水  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 入江 神明町<br>北高野 島田                                 |
| 3月12日 | 木  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 今泉 新町口<br>相名目 釜井                                 |
| 3月13日 | 金  | 9:00~11:00<br>13:00~16:00  | ↓                   | 見柀 旭町<br>烏帽子 葉山 川上                               |
| 3月16日 | 月  | 9:00~11:00<br>13:00~15:00  | ↓                   | 見柀山 天鏡台温泉<br>仁蔵 千貫 猪苗代行政区外                       |

### 税務課からお願い

申告期間中は、各会場に台帳などの資料を持って行くので、指定会場以外で申告相談は受け付けられません。また、相談会場は大変混雑し、待ち時間で迷惑をおかけする場合があります。なお、今後も相談日の対象地区民を優先して受け付けますので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先 税務課 賦課業務 ☎(62) 2113